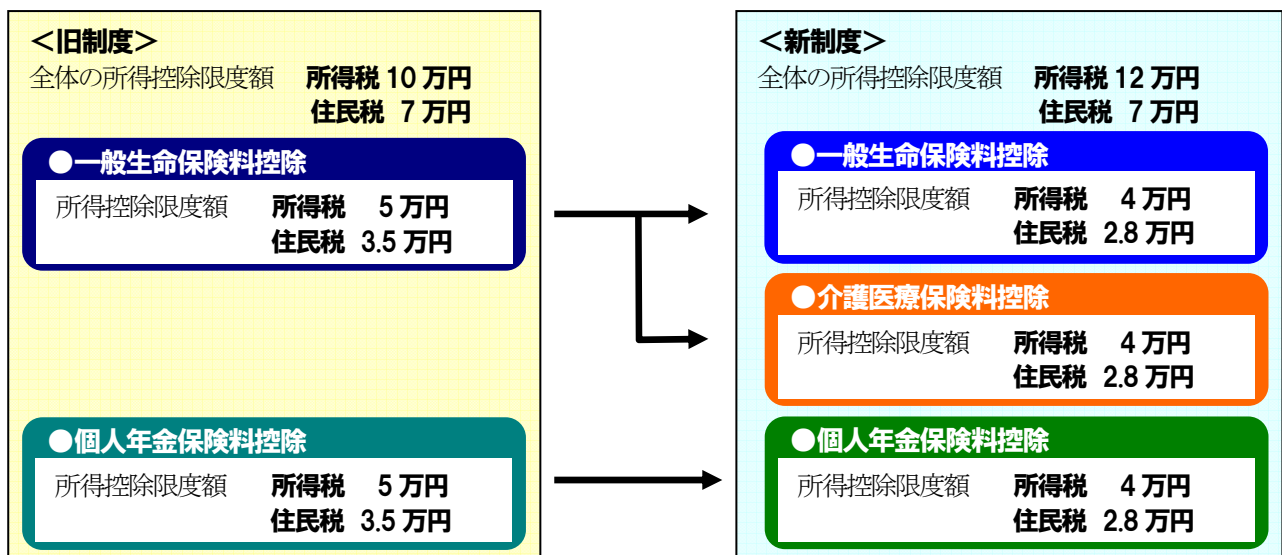


生命保険料控除制度の改正のお知らせ

1. 生命保険料控除制度の改正ポイント

- ポイント1** 【介護医療保険料控除】が創設されます。
改正後は「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの控除制度になります。
- ポイント2** 各保険料控除の適用限度額(所得税)は4万円となり、合計適用限度額は12万円に拡充されます。個人住民税の各適用限度額は2.8万円となりますが、合計適用限度額7万円には変更ありません。
- ポイント3** 主契約・特約それぞれの保障内容に応じて適用する保険料区分を判定します。
- ポイント4** 新制度は契約日が平成24年1月1日以後となる契約から適用されます。

2. 各保険料控除の適用限度額



■ 新制度の生命保険料控除の適用対象

契約日が平成24年1月1日以後となる生命保険契約等に係る生命保険料控除について新制度が適用されます。また、契約日が平成23年12月31日以前となる生命保険契約等について、平成24年1月1日以後に「更新」・「特約の中途付加」等(以下「更新等」)を行った場合は、更新等の日以後の保険料に対し新制度が適用されます。

■ 旧制度(従来からの生命保険料控除制度)の適用対象

契約日が平成23年12月31日以前となる生命保険契約等にかかわる控除については、平成24年1月1日以降も旧制度が適用されます。

■ 各保険料控除の分類判定について

控除枠は法令等に基づき、ご契約されている生命保険契約等(下記を参照ください)で判定します。

「一般生命保険料」… 生存または死亡に基因して一定額の保険金・その他給付金を支払う部分に係る保険料等

「介護医療保険料」… 入院・通院等にもなう給付に係る保険料等

「個人年金保険料」… 個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料等

■ 各控除枠における配当金等の取扱について

配当金(相当額)は、本契約に割り当てられる配当金等を「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」の各保険料によって按分して、各々控除対象保険料から控除します。

3. 保険料控除額の計算方法

■ 所得税の生命保険料控除

旧制度(一般・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額 (年間)
25,000 円以下	保険料の全額
25,000 円超 50,000 円以下	保険料の 1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	保険料の 1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

一般・年金あわせて控除限度額 100,000 円

新制度(一般・介護医療・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額 (年間)
20,000 円以下	保険料の全額
20,000 円超 40,000 円以下	保険料の 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	保険料の 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

一般・介護医療・年金あわせて控除限度額 120,000 円

■ 個人住民税の生命保険料控除

旧制度(一般・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額 (年間)
15,000 円以下	保険料の全額
15,000 円超 40,000 円以下	保険料の 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	保険料の 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

一般・年金あわせて控除限度額 70,000 円

新制度(一般・介護医療・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額 (年間)
12,000 円以下	保険料の全額
12,000 円超 32,000 円以下	保険料の 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	保険料の 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

一般・介護医療・年金あわせて控除限度額 70,000 円

※新制度では、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の所得控除限度額はそれぞれ 2.8 万円ですが、合計した場合は 7 万円が限度額となりますのでご注意ください。

4. 適用される制度の具体例

【ケース1】契約日が 2011 年(平成 23 年)12 月 31 日以前の場合

<契約日> 2010年(平成22年)4月1日

	2010年(平成22年)	2011年(平成23年)	2012年(平成24年)	2013年(平成25年)	...
適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	旧制度	...

【ケース2】契約日が 2012 年(平成 24 年)1 月 1 日以後の場合

<契約日> 2012年(平成24年)4月1日

	2010年(平成22年)	2011年(平成23年)	2012年(平成24年)	2013年(平成25年)	...
適用制度			新制度	新制度	...

【ケース3】契約日が 2011 年(平成 23 年)12 月 31 日以前で、2012 年(平成 24 年)1 月 1 日以後に更新した場合①

<更新日> 2012年(平成24年)1月1日

	2010年(平成22年)	2011年(平成23年)	2012年(平成24年)	2013年(平成25年)	...
適用制度	旧制度	旧制度	新制度	新制度	...

平成 24 年 1 月 1 日以後に更新・特約中途付加等により所定の契約内容変更がされた場合は、新制度が適用されます。

【ケース4】契約日が 2011 年(平成 23 年)12 月 31 日以前で、2012 年(平成 24 年)1 月 1 日以後に更新した場合②

<更新日> 2012年(平成24年)4月1日

	2010年(平成22年)	2011年(平成23年)	2012年(平成24年)	2013年(平成25年)	...
適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	新制度	...

平成 24 年 3 月までの払込保険料は旧制度、平成 24 年 4 月以後の払込保険料は、新制度が適用されます。

税務上の取扱いについては、2011 年 12 月施行中の税制によるものです。今後の税制によって変更となる場合がありますのでご注意ください。